

令和元年10月15日
防衛省・外務省

米海兵隊岩国飛行場所属機2機の空中接触による墜落事故に関する 調査結果について

平成30年12月6日に米海兵隊岩国飛行場所属のF/A-18D戦闘機と同飛行場所属のKC-130J空中給油機が高知県南東の海上に墜落し、乗員6名（F/A-18D：1名、KC-130J：5名）が死亡した事故に関して、米側からの情報提供とともに、日本側において確認した調査結果の概要、再発防止策等については、以下のとおりです。

1 事故の概要等

- ・ 本件事故は、平成30年12月6日午前1時45分頃、F/A-18DとKC-130Jによる夜間空中給油訓練中に発生したもの。
- ・ KC-130Jとの空中給油を終え、同機の左側へ移動していたF/A-18Dのパイロットが状況を認識できなくなり、KC-130Jの上方を左から右へ横切り、再び戻ろうとした際、F/A-18DがKC-130Jの尾部に衝突し、両機とも高知県南東の海上に墜落したもの。
- ・ 墜落した2機の飛行データも回収して分析するなど徹底的な調査を行った結果、いずれの機体も適切に整備され完全に機能しており、機体の不具合は確認されなかった。

2 事故の原因

（1）4つの重大な要因

- ・ F/A-18Dのパイロットの夜間空中給油に係る練度不足
- ・ 部隊上層部による訓練及び運用に対する不十分な監督
- ・ F/A-18Dのパイロットの平均を下回る飛行成績
- ・ 職務上ふさわしくない部隊司令の姿勢

（2）その他可能性のある要因

- ・ 夜間空中給油訓練に適さない暗視ゴーグルの使用
- ・ 過去に当該部隊において発生していた類似の空中接触事故に関する事故調査の未実施

3 是正措置・再発防止策

- ・ 本件事故調査を通じ、リスクを継続的に評価し、安全でない状態を特定し、内部統制を徹底することの必要性を再確認した。
- ・ 航空団全体を網羅する空中給油の標準化を行い、専門的訓練を実施することや、あらゆる海兵航空即応プログラムと訓練・即応マニュアルにおける連鎖に問題がないか見直しを実施するよう、米海兵隊の事故調査担当官より勧告された。
- ・ 飛行業務の実施に当たって、指導、訓練、監督、模範を示すこと、他者の安全を確保することを共同で怠ったことなど、部隊内での訓練及び運用に対する管理体制が不十分であったことを受け、米海兵隊において適切な行政処分及び懲戒処分が下された。
- ・ 事故調査の結果を踏まえ、部隊の複数の幹部が解任されるとともに、プログラムやマニュアルの見直し、管理体制の改善に取り組んでいる。

以 上